平成２９年（フ）第６４号
宮崎県延岡市川島町4172番地15　コーポはまゆう　202
債務者　甲斐真知子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５３号
兵庫県伊丹市野間北１丁目８番34―211号、前住所兵庫県伊丹市北伊丹３丁目59番地
債務者　嘉戸　廣司
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
兵庫県尼崎市田能５丁目９番39号314―２、前住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目23番20号
債務者　荒本美智子（旧姓下條）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４９号
兵庫県西宮市甲東園２丁目７番25―301号
債務者　ｄｅａｄｅｎｄ－ｂｅａｕｔｙこと　松岡佐知子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４７号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字牛廻間228番地　エトワール153　205号、住民票上の住所愛知県長久手市井堀1101番地　県営長久手住宅３棟202号
債務者　大山亮介こと　大山　**亮**介
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９７号
兵庫県三田市中町７番14号、住民票上の住所兵庫県三田市中内神930番地
債務者　山蔭　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４０号
兵庫県三田市下青野866番地97
債務者　Ｒｅｌｉｅｖｅ保険事務所こと　中川　厚史
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９号
兵庫県揖保郡太子町東出306番地227
債務者　中島千代美
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第５４号
佐賀県多久市北多久町大字小侍784番地21
債務者　寶藏寺裕恵
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
茨城県潮来市日の出１丁目25番地３　県営浪逆アパート８―301
債務者　岡部早乙美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１６５号
熊本県宇城市小川町北新田680番地　松の本団地４－５
債務者　廣岡　隆一
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６６号
熊本県宇城市不知火町柏原62　ホワイトハイツ１　206号室、住民票上の住所熊本県宇城市小川町北新田680番地　松の本団地４－５
債務者　廣岡　和博
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６８号
熊本市東区小山２丁目24番141号　グランディール小山Ⅱ―103
債務者　髙橋あゆみ
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４号
青森市幸畑字松元73番地２　ラ・ネージュポムＣ　202号室、住民票上の住所青森市大字油川字大浜126番地２
債務者　山本　勝広
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
神奈川県厚木市下荻野807番地７　鈴英マンション７
債務者　上杉由美子（旧姓大津）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３９号
神奈川県平塚市御殿４丁目１番49―107号　ライオンズガーデン湘南平塚
債務者　風間　貴江
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９５号
静岡県牧之原市相良118番地１
債務者　櫻井源之助
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部